

# 令和6年度 岐阜各務野高等学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (基本理念)

いじめは、すべての生徒に関わる問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けることがないよう、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」ならびに「環境づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化を図ることにより、いじめ防止等の対策を行う。

### (いじめの理解)

「いじめは絶対に許されない行為である」、「いじめはどの生徒、どの学校でも起こりうる」ものであり、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

### ＜いじめの定義＞

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条）

※けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等が「心身の苦痛を感じている」かどうかに鑑み、個別に判断する。

いじめの認知については、その行為が与えた影響、故意性、加害者の人数、継続性等を総合的に考慮し「いじめ防止等対策検討委員会」に諮り判断し適切な対応をする。

### (いじめの態様)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視される。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### (生徒の責任)

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをせず、学校教職員や外部相談機関にできるだけ報告する。

### (学校及び職員の責務)

学校及び職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊か

な情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むために、学校は年度の開始時に、いじめ防止基本方針を生徒、保護者、関係機関等に説明する。

いじめが疑われる場合には、「いじめられている生徒に非はない」との認識の基に、適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。また、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、その結果を踏まえて取組の改善を図る。

## 2 いじめ防止（未然防止のための取組等） — 岐阜各務野高校いじめ防止プログラム —

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象とした「いじめの未然防止」が必要である。未然防止のためには、生徒に自己有用感や自己肯定感を育むことが重要であることから、本校における教育活動全体をいじめの未然防止と関連付けてとらえ、これらを「いじめ防止プログラム」として実施する。

### （岐阜各務野高校いじめ防止プログラム）

いじめの未然防止に係る観点として、「居場所づくり」、「絆づくり」、「環境づくり」の3つを設定し、さらに本校の教育活動を「教科・特別活動等」、「生徒会、MSL活動等」、「家庭・地域との連携」「その他」の4項目に分け、それぞれの取組を分類した。全教職員が、それぞれの取組のいじめ防止に係る観点を十分理解し、生徒の指導・支援を行うことで本プログラムの実施に充てる。

項目 観点	【居場所づくり】 <u>(教師からの働きかけ)</u> 生徒が安心して学校が落ち着ける場所にしていくことで、ストレスや感情をコントロールする力や自己存在感を高め実感することを目指す取組	【絆づくり】 <u>(生徒主体の取組)</u> 生徒の主体的、協働的な活動を通して認め合い、支え合うことを経験し、生徒の自己有用感の向上と人間関係を構築する力の育成を目指す取組	【環境づくり】 <u>(安心・安全な生活環境)</u> すべての生徒が安心して主体的に生活できる学習環境を整備することを通して、学校生活を営む上で必要な規範意識の向上を目指す取組
教科・ 特別活動等	・朝の読書（通年） ・オリエンテーション（4月） ・福祉研修（4月） ・情報科宿泊研修（10月） ・教育相談週間（4, 9月）	・球技大会（4月） ・文化発表会（10月） ・体育大会（11月） ・修学旅行（12月） ・エコの日活動（通年、随時）	・交通安全講話（5月） ・命を守る訓練（6, 11月） ・いじめ実態調査（6, 11, 1月） ・心のアンケート（毎月） ・ひびきあいの日（11月）
生徒会・ MSL活動等	・対面式（4月） ・壮行会（通年、随時）	・挨拶運動（通年、随時） ・各種委員会活動（通年）	・交通安全推進啓発活動（4, 7, 9, 12月） ・自転車点検（7月）
家庭・地域 との連携	・おじいちゃんおばあちゃんのスマホ教室（7月, 10月） ・各務原特別支援学校との交流（6月, 1月） ・介護実習（5, 6, 7, 10月） ・保育実習（6, 10月）	・ボランティア活動（通年、随時）	・三者懇談（7, 12月） ・授業公開（10月）
その他	・情報モラルセミナー（4月）		・薬物乱用防止講話（6月） ・SOSの出し方教育（11月）

## いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

### （1）いじめの早期発見のための手立て

- ア より深い生徒理解を推進し、一人一人の「心」のサインや身体的な変化を見逃すことなく、個に応じた援助を積極的に行う。また、家庭においても、児童生徒の心の状態まで含めた把握が一層なされるよう、保護者に対して積極的に働き掛ける。
- イ 生徒理解に関する検査（クレペリン検査）を実施し、有効的に活用する。
- ウ すべての生徒を対象とした教育相談活動の充実を図り、特に個人懇談週間（年2回実施）等を通して「小さなサイン」を鋭く捉え、いじめの早期発見に努める。
- エ いじめやその他の問題を早期に把握するため、定期的調査を実施する。
- オ いじめに関する「本人の訴え」や「他からの情報」を早期に把握できるよう、日頃から教職員と生徒との信頼関係を培う。

### （2）いじめ防止のための校内体制と取組

- ア 生徒支援会議における生徒の情報共有と支援・指導についての協議を基に、実効的ないじめ防止対策活動の計画・実施に努める。
- イ 弁護士・臨床心理士や専門医等との連携を図り、必要に応じて警察署や少年補導センターなど外部機関とも連携する。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の取組に対する協力・支援が得られるようとする。
- エ いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図るため、職員研修等を実施する。

## 3 いじめ事案への対処（発見したいじめに対する対処）－早期発見・事案対処マニュアル－

※別添（フロー）参照

### （1）いじめの認知について

- ア 教職員がいじめ（疑いを含む）に関する情報を把握した場合は、その対応について個人で判断せず、速やかに学年主任から生徒指導主事、管理職に報告し、組織的な対応につなげなければならない。  
※ 教職員がこれを怠ることは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定違反になりうることに留意する。
- イ いじめの認知・対応は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して複数で行う。
- ウ 教職員全員の共通理解を図りながら保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

### （2）事実確認と情報収集について

- ア 被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聞き取りをする。
  - 聞き取りは生徒指導部を中心に、該当生徒と信頼関係のある教職員が行う。
  - 聞き取りの際は不測の事態を考慮し、生徒を一人にしない。
  - 被害生徒には、教職員が安全を守り通すことを約束する。
  - 加害生徒や周囲にいた生徒が複数の場合は、原則複数の教職員が別室で同時に聞き取る。
  - 生徒自身に状況を書かせる。
  - SNS等に関する被害については、証拠としての保存を行う。

- イ 必要に応じて、関係機関や中学校等への問い合わせを行う。
- ウ 確認した情報は、事実関係を時系列で詳細かつ正確に記録する。（5W1H）

### （3）対応方針について

- ア 速やかにいじめ防止等対策検討委員会（生徒指導委員会）を開催し、確認された事実に基づいて方針を示す。
  - いじめの対象、いじめの態様、いじめの構造を明確にする。
  - 被害者及び保護者の状況を把握する。
  - 二次的な問題の有無を確認する。
  - 被害・加害生徒、保護者への対応と、支援・指導にかかる役割分担や、指導方法等の原案を作成する。
- イ 緊急職員会議を開催する。
  - 全職員への周知と共通認識を図る。
  - 今後の対応、役割分担等の原案に基づき検討する。
- ウ 地域担当生徒指導主事に報告し、重大事案については県教委学校安全課に報告する。

### （4）具体的支援・指導について

\*いじめ防止等対策検討委員会（生徒指導委員会）で決定した方針に基づき、必ず複数の教職員で支援・指導を行う。

- ア 被害生徒への支援
  - 共感的理解に基づいた支援を行う。
    - \*本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、学校の教職員が一丸となって支えることを約束する。
    - \*今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。
  - 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケアを継続して実施する。
- イ 被害生徒の保護者との連携
  - 速やかに電話による概要説明をする。
    - \*事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。
  - 家庭訪問の実施
    - \*複数の教職員で家庭訪問する。
    - \*詳細を説明し、誠意をもって対応する。
    - \*学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
    - \*場合によっては警察に被害届を出す。
- ウ 加害生徒への指導
  - 「いじめは絶対に許されない行為である」という認識のもと、加害生徒の状況等を十分理解するよう努める。（傾聴）
  - 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。
  - 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する。
  - 二次的な問題に配慮し、心のケアを継続して実施する。
- エ 加害生徒の保護者との連携
  - 管理職を含む複数の教職員による面談を実施する。（家庭訪問または保護者来校）
  - 学校の対応方針は事実について支援・指導し、生徒を良い方向へ導くためのものであるとの理解と協力を依頼する。
  - 加害生徒が複数の場合は公平に対応し、被害生徒への対応（謝罪等）について相談する。

オ 学校全体への指導

- 「いじめ撲滅」に向けた、毅然とした指導を組織的・計画的に実行する。
- 学級における指導においては、被害を受けた生徒および保護者から了承を得たうえで指導を開始する。
- 「いじめられる側にも問題がある」との見解をいじめ行為として表現することは許されないと説諭する。
- 加害者を一方的に責めることがないよう、事前の配慮、準備を行う。
- 「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結びつけられる「終末」を準備して指導する。

(5) いじめの解消

- ア いじめの解消された状態とは、少なくとも次の三つの要件が満たされていることが必要である。
- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3カ月を目安とする。
  - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。これを生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。
  - ③加害生徒がいじめを理解し否定的な考えが解消されていること。心の変化を生徒本人及び保護者に対し面談等により確認する。
- イ 保護者を含め、被害生徒の精神的安定を図るため、弁護士・スクールカウンセラーや関係機関と連携したケアを継続して実施する。
- ウ いじめが解消している状態とは、あくまで一つの段階にすぎず、解消している状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

## 4 いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織

(1) 未然防止、早期発見のための対策組織

ア いじめ防止等対策委員会（定例）

- 構成員 学校長・教頭・生徒指導主事・教育相談係・生徒指導係・養護教諭  
弁護士・臨床心理士・保護者代表・地域代表
- ・いじめ防止基本方針の策定・見直し
  - ・いじめ防止に係る年間計画の作成、実施と評価

イ 生徒支援会議

- 構成員 （学校長）・教頭・生徒指導主事・教育相談係・学年主任・養護教諭・学科主任  
・各調査・懇談等、及び日常活動において気にかかる生徒や事案について情報共有  
・個別生徒に対する具体的支援や指導について協議

(2) いじめ発生時の、早期解消・再発防止のための対策組織

ア 生徒指導委員会

- 構成員 学校長・教頭・生徒指導主事・教育相談係・教務主任・担任・学年主任・学科主任・  
養護教諭・関係職員
- ・状況把握と調査に基づき、被害生徒の保護及び加害生徒への指導について協議
  - ・保護者・地域との連携、関係各機関との連携について協議

イ いじめ防止等対策委員会（緊急）

- 構成員 学校長・教頭・生徒指導主事・教育相談係・生徒指導係・担任・学年主任・関係職員  
弁護士・臨床心理士・保護者代表・地域代表（必要に応じて専門医等）
- ・被害生徒、加害生徒への対応について協議
  - ・事後指導、全体指導について意見聴取

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

下記の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあるもの。

- 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - 相当期間（30日以上）または、一定期間連続して欠席している場合
  - 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき\*
- \*（いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。）

### (2) 調査

※重大事態が発生した場合は、事態の早期解消を図るとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

#### ア 調査のための組織の設置

生徒指導委員会を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を諮り、調査の公平性・中立性を確保したうえで事実関係の調査を行う。

#### イ 調査の実施

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校や教職員がどのように対応したかなど

※事実関係を、可能な限り網羅的に明確化する。

#### ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導や、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰や学習を支援する。

#### ② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

#### ウ 調査結果の報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ② 調査結果を県教育委員会に報告する。

報告先：岐阜県教育委員会 学校安全課 生徒指導担当

## 6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。

- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。\*\*
  - \*\*こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- 早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課、情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマホなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- 生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。

## 7 情報等の取り扱い

### (1) 生徒理解検査等の有効活用について

心理検査の検査結果はHR担任が保管し、生徒の性格や生活実態などの把握のための資料として有効に活用する。

### (2) 資料の保管期限

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業後5年とし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

平成26年4月	策定
平成27年4月	一部改定
平成28年4月	一部改定
平成29年4月	一部改定
平成29年10月	一部改定
平成31年4月	一部改訂
令和2年4月	一部改訂
令和3年3月	一部改訂
令和4年4月	一部改訂
令和5年1月	一部改訂